

令和7年11月21日開催  
調 査

# 経済福祉常任委員会資料

○調査事件10 道の駅への指定管理者制度導入について

産 業 課



## 調査事件 10 道の駅への指定管理者制度導入について

### 1 これまでの経緯について

福島町指定管理者制度運用ガイドラインにおいて、福島町特産品センター（以下「道の駅」という。）は、第1次導入施設に位置付けられています。

道の駅については、かねてより「道の駅としての機能に乏しく、販売商品数が少ない」との利用者からの意見が多く寄せられたことから、令和6年度から一般社団法人福島町まちづくり工房へ管理運営を委託しており、同年4月には施設をリニューアルした効果もあり、令和6年度の来場者は191,037人となり、令和5年度の159,007人から32,030人に増加し、前年対比で120%の伸びを示しております。

○道の駅の来場者数 (単位：人)

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
来場者数	138,996	159,007	191,037	173,592
前年比		114.40%	120.14%	90.87%

※令和5年5月8日 新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行

※令和7年度については10月末現在の入場者数

### 2 指定管理者制度への移行にあたっての基本的な考え方について

町では、指定管理者制度の移行にあたり、福島町指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、これまで「吉岡温泉ゆとらぎ館」「製氷貯氷施設」「岩部クルーズ事業」の3施設を指定管理として運用しております。

第1次導入施設とされている道の駅については、令和6年度の実績において来場者数が増加しており、岩部クルーズとの連携や取扱商品の工夫による販売促進等、指定管理者制度の本来的目的である民間のノウハウを最大限に引き出せる要素を備えていることなどを考慮し、令和8年度から指定管理者制度へ移行できるよう準備を進めております。

なお、指定管理者の指定及び協定締結期間については、事業成果を効果的に向上させるため、指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、標準期間である5年間を予定しております。

### 3 道の駅における指定管理料の積算について

指定管理料の積算にあたっては、現行の管理委託を基本とし、令和8年度に想定される状況を考慮して算出しております。

また、道の駅の販売事業については、支出は施設管理によるものではなく事業者自身の負担となり、収入は事業者へのインセンティブ(収益)となるため、積算においては仕入額と売上額を同額で計上しております。

○令和7年度当初予算と令和8年度指定管理料導入による予算の比較

(単位：円)

		科 目		令和7年度	令和8年度	増 減	備 考
歳 出	直 接 経 費	需用費	消耗品費	126,119	127,000	881	
			燃料費	85,910	89,700	3,790	
			電気料	1,991,204	2,035,208	44,004	
			水道料	156,365	164,450	8,085	
			修繕費	729,740	481,544	▲248,196	
		役務費	浄化槽法延検査	14,000	14,000	0	
		委託料	し尿浄化槽	343,800	500,000	156,200	
			物販委託	0	2,428,078	2,428,078	
		負担金	各種負担金	70,000	70,000	0	
		小 計		3,517,138	5,909,980	2,392,842	
	直接人件費		現場スタッフ	8,440,900	4,880,550	▲3,560,440	1.5人工
			現場管理費	0	976,110	976,110	現場スタッフ×20%
	小 計		8,440,900	5,856,660	▲2,584,330		
	一般管理費		0	1,176,664	1,176,664		
	小計		0	1,176,664	1,176,664		
	消費税		844,090	703,332	▲140,758		
	小計		844,090	703,332	▲140,758		
歳出計				12,802,128	13,646,636	844,418	

## ○道の駅販売事業試算

(単位：円)

科 目		令和7年度	令和8年度	増 減	備 考
歳 出	物販仕入	30,000,000	30,000,000	0	
	小計	30,000,000	30,000,000	0	
歳出計		30,000,000	30,000,000	0	
科 目		令和7年度	令和8年度	増 減	備 考
歳 入	物販売上	29,400,000	29,400,000	0	
	小計	29,400,000	29,400,000	0	
	売上手数料	600,000	600,000	0	
	小計	600,000	600,000	0	
歳入計		30,000,000	30,000,000	0	

道の駅の物販事業については下表のとおりであり、令和6年度から一般社団法人福島町まちづくり工房へ管理運営を委託したことにより、販売額が増額となっております。

## ○道の駅物販事業における販売額について

(単位：円)

年 度	収 入 額	支 出 額	差 引
令和4年度	13,849,389	13,249,923	599,466
令和5年度	14,747,538	14,245,703	501,835
令和6年度	27,630,431	19,505,595	8,124,836

※令和4年度及び令和5年度の金額については、福島水産加工組合の決算書による。

## 4 関係条例について

当該施設は、これまで「福島町特産品センター」として管理しておりましたが、新たに「福島町道の駅管理条例」を制定し、従前の「福島町特産品センター条例」については、廃止とするものです。

- (1) 第1条は条例制定の目的を規定しております。
- (2) 第2条は名称及び位置を定義しております。
- (3) 第3条は管理運営について規定しております。

- (4) 第4条から第5条は利用及び使用について規定しております。
- (5) 第6条から第8条は道の駅の使用許可及び使用料について規定しております。
- (6) 第9条は賠償について規定しております。
- (7) 第10条は規則への委任について規定しております。

## 福島町道の駅管理条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、道路利用者の利便性の向上に供するとともに、福島町の情報発信及び地場産品を通じた地域振興を図るため設置する福島町道の駅（以下「道の駅」という。）の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 道の駅「横綱の里ふくしま」

位置 福島町字福島143番地1

### （管理及び運営）

第3条 町長は、道の駅を管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運営を行うものとする。ただし、町長が必要と認めたときは、その業務を委託することができる。

2 町長は、道の駅の管理について必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

### （利用及び使用）

第4条 道の駅は、第1条の目的を達成しようとする者の利用に供する。

2 町長又は指定管理者は、第1条の目的を妨げない範囲において、町民及び町内外事業者の催し及び出店等に使用させることができる。

3 前項の規定により道の駅を使用しようとする者は、別に定める手続により、あらかじめ町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

4 使用の許可を受けた者は、これを転貸してはならない。

### （使用の制限）

第5条 町長又は指定管理者は、道の駅の使用について次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しないものとする。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（2） 建物、附属設備及び備付物品を破損、汚損又は滅失するおそれがあるとき。

（3） その他管理運営上支障があると認めるとき。

### （使用の許可の取消し等）

第6条 町長又は指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取消し又は変更し、若しくは停止することができる。この場合において、使用の許可を受けた者に損害が生じた場合にあつても、町長はその責を負わ

ないものとする。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的に違反したとき。
- (3) 前条各号の規定に該当する理由が生じたとき。

(使用料の納付)

第7条 使用者は、使用料を町長又は指定管理者に支払わなければならない。

- 2 前項の使用料については1日あたり5,000円を上限として、町長又は指定管理者が別に定める。
- 3 町長又は指定管理者は、公用その他公益上必要と認める事業及び道の駅の魅力化向上に資する事業に使用する場合は、前項の使用料を減免することができる。
- 4 町長は、使用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(使用料の還付)

第8条 既に納付された使用料は還付しないものとする。ただし、町長又は指定管理者が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(賠償)

第9条 使用者が、使用により建物又は附属する物件を破損し、又は滅失したときは、町長又は指定管理者の指示するところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者が特別の事情があると認めたときは、これを減免することができる。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(福島町特産品センター条例の廃止)
- 2 福島町特産品センター条例（平成8年福島町条例第4号）は、廃止する。

## 福島町道の駅管理条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、福島町道の駅管理条例(令和7年福島町条例第●●号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 福島町道の駅(以下「道の駅」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、町長又は指定管理者が必要と認めたときは、臨時にこれを変更することができる。

（休館日）

第3条 道の駅の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12月29日から翌年1月3日まで
- (2) 月曜日

2 前項の規定にかかわらず、町長又は指定管理者が特に必要と認めたときは、臨時に休館し、又は休館日において臨時に開館することができる。

（管理運営）

第4条 条例第3条の指定により、道の駅を管理し、その適正かつ効率的な運営を図るための事務の分掌については、町長又は指定管理者が別に定める。

（使用期間）

第5条 道の駅の使用期間は、1日を単位として使用させることができる。ただし、町長又は指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

（使用の制限）

第6条 町長又は指定管理者は、道の駅を使用しようとする者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物、付属設備及び資料その他の物品をき損、汚損又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他公益上又は道の駅の管理上支障があるとき。

（使用許可の申請）

第7条 条例第4条の規定により道の駅を使用しようとする者は、道の駅使用許可申請書(様式第1号)を町長又は指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用の許可等）

第8条 町長又は指定管理者は、前条の規定により提出された申請書を審査して支障がないと認めたときは、道の駅使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

2 使用者が使用許可の取消しを受けようとするときは、事前に町長又は指定

管理者に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第9条 町長又は指定管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、前条第1項の許可を取消し、又は使用を停止し、若しくは許可の条件を変更することができる。

(1) 使用の目的に違反したとき。

(2) この規則に違反したとき。

(3) その他、管理運営上支障があると認められたとき。

2 前項の処分により使用者に損害が生じた場合にあつても、町又は指定管理者はその責を負わないものとする。

(使用目的の変更の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けないで使用目的を変更してはならない。

(使用後の整備等)

第11条 使用者は、使用を停止されたとき若しくは使用の許可を取り消されたとき又は使用を終わつたときは、直ちに使用場所を原状に復して町長又は指定管理者に引き継がなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長又は指定管理者がこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第12条 使用者により、建物、付属設備等をき損等若しくは滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事情があると認めるときは減免することができる。

(使用料の減免申請)

第13条 前条の規定により減免を受けようとする者は、道の駅使用料減免申請書(様式第3号)を町長又は指定管理者に提出しなければならない。

(使用料の減免申請)

第14条 条例第4条第2項の規定により減免を受けようとする者は、道の駅使用料減免申請書(様式第3号)を町長又は指定管理者に提出しなければならない。

(禁止行為)

第15条 使用者は、条例に定めるほか、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、町長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 看板、立札類を設置すること。

(2) 施設を許可なく改造すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の管理運営に支障があると認められる行為

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(福島町特産品センター条例施行規則の廃止)
- 2 福島町特産品センター条例施行規則（平成8年福島町規則第17号）は、  
廃止する。

様式第1号(第7条関係)

福島町道の駅使用許可申請書																					
福島町長（指定管理者）様											年 月 日										
申請者住所 団体名 代表者氏名																					
電話番号 ( ) 番																					
次のとおり福島町道の駅の施設を使用したいので、許可されるよう申請します。																					
使用目的																					
※ 使用面積							※ 使用料	月額		円											
使用月日	年 月 日から 年 月 日まで																				
使用責任者氏名																					
主な品目																					
備考																					
注意事項 1 備考欄には、持込み設備等を書いて下さい。 2 ※欄は、記入しないでください。																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">※ 処理欄</td> <td style="padding: 5px;">受付年月日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">許可年月日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">許可番号</td> <td style="padding: 5px;">第 号</td> </tr> </table>													※ 処理欄	受付年月日	年 月 日		許可年月日	年 月 日		許可番号	第 号
※ 処理欄	受付年月日	年 月 日																			
	許可年月日	年 月 日																			
	許可番号	第 号																			
町長		副町長		課長 (参事)		課長補佐 (次長)		係長 (主査)		係		使用料	有無								

様式第2号(第8条第1項関係)

福島町道の駅使用許可書  許 可 第            号 年    月    日  様  福 島 町 長 (指定管理者)  年    月    日付けをもつて申請のあつた福島町道の駅の使用については、 下記のとおり許可します。	
使 用 目 的	
使 用 面 積	
使 用 月 日	年    月    日から    年    月    日まで
使 用 料	円    (月額)
使 用 の 条 件	
使用にあつては、福島町道の駅管理条例、同施行規則並びに職員の指示を守つて下さい。	

様式第3号(第14条関係)

福島町道の駅使用料減免申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 福島町長（指定管理者）様 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">申請者住所</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">団体名</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">代表者氏名</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">電話番号 ( ) 番</div> <p>次のとおり福島町道の駅使用料の減免を申請します。</p>							
個人又は団体名							
使用目的							
減免理由							
使用料減免額	円 ※ (月額)						
使用月日	年 月 日から 年 月 日まで						
使用責任者氏名							
備考							
減免してよいか 年 月 日							
町長	副町長	課長 (参事)	課長補佐 (次長)	係長 (主査)	係	減免額	備考